

2019年度税制改正大綱のあらまし

今年の税制改正大綱では、事業承継税制の特例の個人版の創設や教育資金の一括贈与の特例の見直しな

どが目玉となっています。以下、今年の税制改正のポイントを説明いたします。

○…減税 ×…増税 △…どちらでもない

区分	項目	時期	内容
 法人税	中小企業者の軽減税率の特例の適用期限を2年延長○	2021年3月31日までに開始する期まで延長	中小企業者(資本金1億円以下の法人)の年所得800万円以下の部分に適用される軽減税率15%(本来19%)の特例を「2019年3月31日までに開始する期」から「2021年3月31日までに開始する期」に2年延長。
	中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長○	2021年3月31日まで延長	一定の固定資産を取得し、事業の用に供した場合に、30%の特別償却と7%の税額控除(法人税額の20%を限度)のいずれかを選択適用できる特例を2021年3月31日まで2年延長。 ・機械装置…160万円以上 ・ソフトウェア…70万円以上など
	中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長○		「経営力向上計画」の認定を受けた上で、一定の固定資産を取得し、事業の用に供した場合に、即時償却と10%の税額控除(法人税額の20%を限度)のいずれかを選択適用できる特例を2021年3月31日まで2年延長。 ・機械装置…160万円以上 ・工具、器具備品…30万円以上 ・建物附属設備…60万円以上 ・ソフトウェア…70万円以上など
所得税 住民税	住宅ローン控除の延長○	2019年10月1日から2020年12月31日までに居住する場合	消費税率が10%である住宅を取得して、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住する場合、住宅ローン控除の期間を3年間延長する。 (現行10年⇒13年)11年目以降は、建物価格(税抜)の2%の3分の1と住宅ローンの年末残高(4,000万円を限度)×1%を比べ低い方を控除。
相続税 贈与税	個人事業者の事業承継税制の創設○ (事業用資産に係る納税猶予制度の創設)	2019年1月1日から2028年12月31日までの間の贈与または相続に適用(同期間の贈与についても適用あり)	①～③の適用要件を満たした上で、相続人・受贈者が、相続又は贈与により、以下の「特定事業用資産」を取得し、事業を継続していく場合には、担保提供を条件に特定事業用資産に対応する相続税の全額を猶予。 ①被相続人が、相続開始前に青色申告の承認を受けていること。 ②相続人が相続開始後に青色申告の承認を受けていること。 ③2019年4月1日～2024年3月31日までに特例承継計画を都道府県に提出。 【特定事業用資産】 被相続人の事業(不動産賃貸業を除く)の用に供されていた土地(面積400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで)、建物以外の減価償却資産(自動車等)で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの。
	特定事業宅地等(小規模宅地等)の特例の見直し×	2019年4月1日以後に相続により取得する財産に係る相続税に適用	小規模宅地等の特例の範囲から、相続開始前3年以内に被相続人の事業(不動産賃貸業を除く)の用に供されていた土地(特定事業用宅地等)については、特例の対象から除外。 ただし、2019年3月31日以前から事業の用に供されている土地については特例の対象となる。
	教育資金の一括贈与の特例の見直し○	適用期限を2年延長(2019年4月1日から2021年3月31日まで適用)	①贈与を受けた者の、贈与を受ける前年の合計所得が1,000万円以上である場合には、適用を受けることができない。 ②贈与を受けた者が、23歳以上となった場合には、教育資金の範囲からスポーツの習い事など学校以外に支払われるものは除外となる。 ③相続前3年以内に、この特例を使って贈与を受けた場合には、相続時点で使っていない残額については相続財産に加算されることとなる。ただし、贈与を受けた者が相続時点で次の場合は除かれます。「23歳未満」、「学校に在学」、「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合」。